⑷　留保利益

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

①　「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。

②　「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

⑸　減価償却費

本文一ロ⑴中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

⑹　引当金

本文一ロ⑴中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

①　賞与引当金

②　退職給付引当金

③　特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

⑶　本文一ロ⑵の各項目の計算方法

ⅰ　経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

ⅱ　経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は当該減少額に－１を乗じた額）とする。

⑷　本文六イ⑴の項目の計算方法

ⅰ　ＨＨＩ

当該商品又は役務における各事業者の市場占有率の２乗の総和による。

なお、ＨＨＩの計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

①　各事業者の市場占有率の計算方法は、ⅱに掲げる計算方法による。

②　一部の主要事業者の市場占有率しか把握できない等の理由により、ＨＨＩの値が本文六イ⑴ⅰ及びⅱに示した数値を超えるか否か判断できないような場合には、以下の計算方法による推計値によって検討する。

ＨＨＩ＝最上位企業の市場占有率（％）の２乗×0.75＋上位３社累積市場占有率（％）×24.5－466.3

ⅱ　各事業者の市場占有率

$$\text{各事業者の市場占有率（\%）}=\frac{\text{各事業者の当該商品の販売数量}}{\text{当該商品の販売数量}}\times 100$$

なお、市場占有率の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

①　事業再編関連措置を行おうとする事業者の市場占有率は、当該事業者の子会社、当該事業者の親会社であって他の会社の子会社でないもの、当該親会社の子会社その他の当該事業者の市場における影響力を適切に評価するために必要な事業者の市場占有率を含める。

②　販売数量により計算することが適当でない場合には、販売金額、生産能力その他の市場の競争状況を適切に把握することができる指標を用いる。

○経済産業省・財務省告示第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針を廃止する告示

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成二十三年経済産業省告示第二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○厚生労働省告示第九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第１の１中(197)を(199)とし、(173)から(196)までを(175)から(198)までとし、(172)を(173)とし、その次に次のように加える。

(174)　ブレンツキシマブ　ベドチン（遺伝子組換え）

別表第１の１中(171)を(172)とし、(127)から(170)までを(128)から(171)までとし、(126)の次に次のように加える。

(127)　ツロクトコグ　アルファ（遺伝子組換え）

○厚生労働省告示第十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第八号中(968)を(974)とし、(905)から(967)までを(911)から(973)までとし、(904)を(909)とし、その次に次のように加える。

(910)　リオシグアト

第八号中(903)を(908)とし、(778)から(902)までを(783)から(907)までとし、(777)を(781)とし、その次に次のように加える。

(782)　ベタイン

第八号中(776)を(780)とし、(660)から(775)までを(664)から(779)までとし、(659)を(662)とし、その次に次のように加える。

(663)　標準化スギ花粉エキス

第八号中(658)を(661)とし、(243)から(657)までを(246)から(660)までとし、(242)を(244)とし、その次に次のように加える。

(245)　クエン酸第二鉄